

令和8年度 鳥取県会計年度任用職員（事務補助）採用試験募集案内 （身体障がい者対象）

◆鳥取県教育委員会事務局教育総務課◆

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271（鳥取県庁第2庁舎5階）

電話(0857)26-7578 <https://www.pref.tottori.lg.jp/kyouiku/>

この試験は、障害者雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障がい者雇用を進めていくことを目的として実施するものです。

1 受付期間・試験日等

受付期間	令和8年2月19日（木）～令和8年3月5日（木）（必着） ◎持参または郵送でお申し込みください。 ◎ <u>郵送の場合は令和8年3月5日（木）必着</u> とします。 ◎持参による受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）
試験日時	令和8年3月9日（月） ◎受付開始時刻 午前9時30分 ◎試験開始時刻 午前9時45分
試験会場	鳥取県庁第2庁舎9階 第20・21会議室（鳥取市東町一丁目271番地）
合格発表日	令和8年3月11日（水）（予定）

2 募集内容

募集する職	会計年度任用職員（事務補助）
採用予定者数	1名
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります。（最長で令和13年3月末まで）
勤務場所	鳥取県教育委員会事務局 教育総務課 （鳥取県鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁第2庁舎）
職務内容	正職員の行う事務の補助や比較的定型的・軽易な事務等に従事します。 （例）パソコンを使ったデータ入力、集計、資料の整理等

受験対象者・ 受験資格	(1) 試験日時点で有効な身体障害者手帳を所持する人 (2) 年齢、性別を問いません。 (3) 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。 ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ・地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者 (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和8年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
----------------	---

3 試験内容

(1) パソコンのワープロソフトを使用した実技試験（配点：100点）

パソコンの習熟度についての試験

（課題の文書をMicrosoft Office Wordを使用して作成する。）（30分間）

(2) 面接試験（配点：300点）

人物についての個別面接

4 勤務条件

給 与	○報酬 日額9,770円又は時間額1,280円 ※日額支給か時間額支給かは、勤務形態によります。 ○期末勤勉手当 期末手当基礎額（報酬の月額相当額）2.241月分（6月期1.1205月分、12月期1.1205月分） 勤勉手当基礎額（報酬の月額相当額）各期ごとに月例給（基本額）に成績率を乗じて得た額 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 ○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2km以上の場合に、公共交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、安価な方の額で通勤回数に応じて月額150,000円を限度として支給。自家用車等使用者は、使用距離及び通勤回数に応じて、月額1,376円から53,100円までの範囲内で支給します。
勤務形態・ 勤務時間	以下の（1）又は（2）のいずれかです。（本人の希望を踏まえて決定します。） （1） 1ヵ月17日 （2） 週30時間 ※勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までの範囲内（うち休憩1時間） ※毎週土・日曜日、国民の祝日及び年末年始を除く
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び公務災害対象
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 （1）年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 （2）特別休暇等 公民権の行使、忌引、夏季、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※任用期間等に応じ、有給又は無給休暇となります。

※上記勤務条件は、現時点におけるものであり、採用時までに制度改正又は給与改定等があった場合は、それによります。

5 受験申込手続

提出書類等	採用試験申込書（受験票含む） 1部 ※申込書、受験票に顔写真を貼付すること。
申込先	鳥取県教育委員会事務局教育総務課人事担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271（県庁第2庁舎5階） 電話（0857）26-7578 ※封筒の表に赤字で「会計年度任用職員採用試験申込書」と書いてください。
受験票の交付	受験票は当日に試験会場で交付します。
その他	提出された書類は、試験終了後も返還しませんので御承知ください。

6 試験申込書の記載方法

- （1）記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- （2）「※」の欄を除くすべての欄にもれなく正確に記入してください。
- （3）連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。電話で連絡させていただく場合がありますので、携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。
- （4）最終学歴欄には、最終学歴だけを記入してください。（専修学校、高等専門学校等の場合も記入してください。）
- （5）受験に関して個別に配慮が必要な事項等があれば、具体的に記入してください。

7 合格者の決定方法

実技試験及び面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。

ただし、得点が一定の水準に満たない場合は、他方の試験の得点にかかわらず不合格とします。

また、試験の結果によっては、合格者がいない場合又は補欠合格者の決定を行う場合があります。

8 合格者の発表

鳥取県のホームページ（とりネット）の鳥取県教育委員会事務局教育総務課ホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、受験者全員に文書で合否の結果、得点及び順位をあわせて通知します。

また、合格者の辞退等により欠員が生じた場合には、追加合格者を決定することがあり、当該合格者へは文書で通知します。

9 試験に関する注意事項

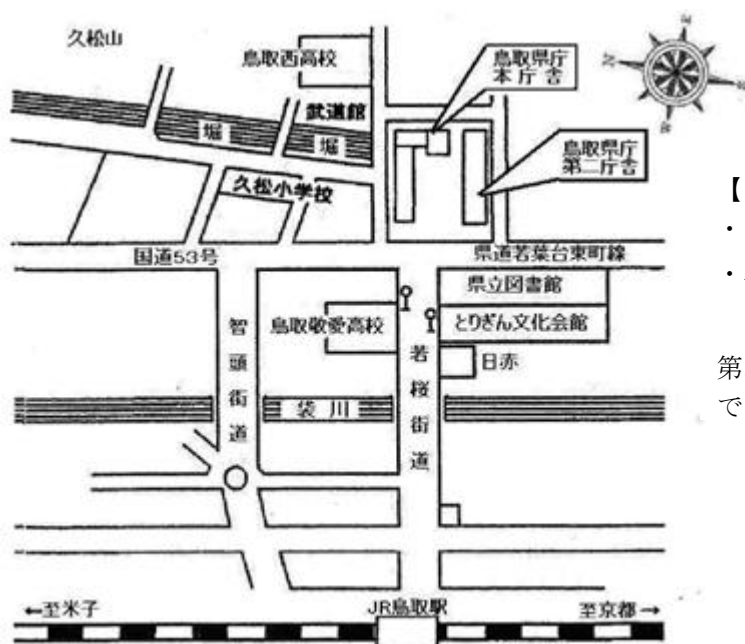
- （1）試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。遅刻者は受験できません。
- （2）実技試験に使用するパソコンについては県で準備します。
- （3）受験の際は、身体障害者手帳、受験票を持参してください。

10 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

11 試験会場

鳥取県庁 第二庁舎 9階 第20、21会議室（鳥取市東町一丁目271）



【アクセス】

- ・JR鳥取駅より徒歩約25分
- ・バス「県庁日赤前」下車徒歩5分

第二庁舎玄関から入り、エレベーターで4階に上がってください。